

市商工第88号
令和4年12月8日

市川市長
田中 甲 様

市川商工会議所
会頭 村岡



市川田尻工業会
会長 渋谷



市川内陸工業会
会長 羽生



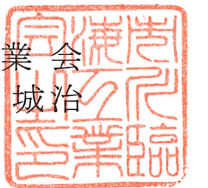
市川市塩浜協議会
会長 米山



市川港開発協議会
会長 崎永



市川臨海工業会
会長 鈴木



道路・港湾に関する要望書

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、市内工業地域の活動に一方ならぬご理解とご指導を頂き、誠ありがとうございます。

さて、このたび今期の計画として市川田尻工業会、市川内陸工業会、市川市塩浜協議会、市川港開発協議会、市川臨海工業会からの要望書を取り纏めましたので、早急にご検討賜りたくお願い申し上げます。

令和5年度 道路・港湾に関する要望書

1. 外かん道路(千葉県区間)開通後の接続道路及び国道357号線の整備促進、市内道路網の更なる拡充について

外かん道路(千葉県区間)の開通により、市川市内南北交通における渋滞損失が減少し、首都圏としての利便性が飛躍的に向上したことにより、工業振興としての役割も高まっております。今後更に接続道路の整備が進むことにより、周辺道路の安全向上、環境改善等の効果が見込まれます。

外かん道路国道部と県道市川浦安線の接続道路周辺における渋滞緩和にも効果が見られますが、隣接工業地域と接続道路を結ぶ一般道路では、外かん道路整備により交差点が複雑化し、行き先間違いを起こす危険性があります。現状でも特に朝夕は隣接工業会地域への通り抜け車両が多く、住工混在地域においては非常に危険な状態が継続しております。

また、外かん道路に接続する国道357号線におきましても、交通量増加に伴い、塩浜・千鳥町・二俣をはじめとする各交差点と接続道路における更なる渋滞の発生、この渋滞による輸送コストの増大、交通事故及びCO₂増加による環境悪化も懸念されます。千鳥町交差点などは、交通事故が減少傾向ではあるものの、いまだ県内でも交通事故多発箇所であり、更なる対策が必要と考えられます。

外かん道路(千葉県区間)の周辺交通が今後更に円滑に流れるよう、接続道路及び国道357号線の渋滞解消に向けた幅員拡張や塩浜交差点立体化、案内標識設置などの整備促進、また、市内北部における北千葉道路の早期開通、臨海部における新たな湾岸道路の建設推進に向けての更なるご努力を要望します。

2. 市川航路、市川泊地及び真間川泊地の既定水深及び幅員の確保、拡大、測量観測船の配置について

東京湾の最奥部に位置する市川航路、市川泊地及び真間川泊地は、その地域性から千葉県のみならず首都圏の経済・産業活動に及ぼす重要性や、国の重要施策であるモーダルシフト推進に資するなど、非常に重要な役割を持っております。

また、平成30年度に東京外環自動車道が開通したことにより多くの企業ではコロナ禍においても貨物取扱数量が増加しており、千葉港葛南地区の重要性が更に増しています。

このように大きな役割を担っている千葉港葛南地区の市川航路・市川泊地及び真間川泊地は、遠浅の砂地を切り開いた航路等であり、江戸川・真間川及び航路等周辺からの土砂が継続的に流入し慢性的に既定水深並びに幅員に満たないところが生じております。

ここ数年の異常気象や台風による大雨の影響で、江戸川放水路から流入

した大量の土砂により市川泊地の狭隘部分が埋まり、また、千葉県による航路維持の浚渫工事が終わった後も既定の幅員が確保されず、船舶の航行が著しく制限され、非常に苦慮しております。

市川泊地及び真間川泊地には、大きく変針する地点がありますが狭隘で危険であり、かつ、大型船が航行する際の水深が確保されていないため、自主的な航行基準を定め、また、ポトラジオによる行き合い調整を行うなど、安全航行の確保に努めている状態が続いております。

さらに、関東地方整備局千葉港湾事務所および千葉県県土整備部港湾課が事務局を担っている「千葉港BCP連絡協議会」が策定した「千葉港における東京湾北部地震発生時の震後行動」において、市川泊地に所在するENEOS株式会社市川油槽所は、「政府方針を踏まえた災害時の石油供給活動のための航路啓開の早期開始を目指す」施設とされており、災害発生時には、港湾管理者により市川油槽所に通じる市川航路は航路啓開を優先的に行うことと定められています。

このような現状から、企業の事業継続に大きく関わる事項として、“更なる船舶の安全航行を常時確保すること”が第一とご認識いただき、港湾管理者である千葉県において、下記項目につき既定水深及び既定幅員を確保する浚渫工事を継続的に実施していただくことを強く要請いたします。

記

(1) 市川航路

市川航路は、長さ4.6kmに渡っており、しばしば周辺からの土砂で浅くなっている地点が所々確認され、水深－6.5m、幅員200mを確保するための浚渫工事は平成27年度まで随時実施されて来ました。

また、当該航路は平成30年11月に改訂された千葉県港湾計画に水深－7.5m、幅員250m（工事中）と記載されています。

しかし、泊地付近には水深－6.0mに満たないところも確認されるため関係官庁から喫水制限を指示され、潮待ち・積荷を減らすなどの調整をせざるを得ない状態も継続しています。

最近では、泊地接続部分付近を中心に浚渫工事が実施されていますが、いまだ水深－6.0mに満たない地点が全て解消されるような浚渫工事が実施されておらず、その結果、船舶航行上の問題も解消されないままとなっています。

引き続き、航路全域での継続した適切且つ十分な維持浚渫工事が必要と考えており、維持浚渫工事を毎年継続的に実施するよう、要望いたします。

また、千葉港港湾計画のとおり航路の水深を確保し、大型船が安全に航行できるよう、併せて要望いたします。

(2) 市川泊地

市川泊地は、従来より台風などの増水時に江戸川上流からの土砂等が流入することにより、河口及び航路付近の両側を中心に船舶の安全な航行ができない水深—6.0m未満のエリアが多く確認されておりました。

このため、入出港する船舶はそのエリアを避け、更に、幅員90m未満のところで大きく変針する必要があることから、「市川航路自主航行基準」を定め運用しているとともに、千葉県葛南港湾事務所による「市川航路内市川泊地の航行の行き会い調整実施方針」に従い、安全確保に努めています。

このように、非常に危険な場所であるにもかかわらず港湾管理者は公共岸壁が水深—5.5mであるから余掘を含めて水深—6.0mを確保すると説明するだけで、それ以上の浚渫工事は行われていません。

江戸川から流入した砂等が市川航路及び市川泊地に堆積し、埋塞してしまう状況であるため、河口部に導流提等を設置し、市川航路及び市川泊地の埋塞防止の方策を検討していただき、「市川航路内市川泊地の航行の行き会い調整実施方針」を廃止しても安全が確保できる環境の実現を要望いたします。

(3) 真間川泊地

真間川泊地は、市川航路と同様に港湾法に定める港湾施設としての水域施設（港湾法2条5項1号）であり、その管理者は千葉県であります（同法34条において準用する12条1項2号及び3号）。

しかしながら、港湾管理者である千葉県は「当該泊地には公共岸壁が無いから浚渫は行わない」とする明文化もされていない県の方針のみを説明するものの、両岸に位置する企業は昭和30年代に計画の段階で埋立て及び安全な水路が確保されることを前提に完成後の土地を購入した経緯があります。

進出した当時は真間川泊地まで船橋航路からの分岐航路により—7.5mの水深で泊地まで航路が確保されていましたが、その後、昭和56年1月に現在の市川航路が暫定水深—6.2m・幅員150mで仮開通したため、船橋航路からの分岐航路は閉鎖され、その結果、泊地の両岸の企業岸壁には喫水の深い船舶を接岸させることができなくなり、水深—6.0mでの供用になり現在に至っています。

このような過去の歴史も踏まえ、更に昨年度実施された深淺測量の結果も重視の上、当該泊地における船舶航行の安全を確保するために「必要な共用部分の浚渫工事は港湾管理者により実施されるべきもの」と今一度ご認識いただき、当該水域の水深—6.0mを確保するための千葉県による浚渫工事が適切に実施されることを強く要請いたします。

また、当該エリアに位置する多くの企業は、平成15年に市川市と“災害時に船舶による救援物資の輸送に関する協定”を締結しており、この点からも常時船舶が安全に航行できる水深を確保するための県（行政）による浚渫

工事が必要であると考えています。

早急に対応いただくとともに、新たな支援制度導入の折衝状況等につきましても逐次情報のご提供をお願いいたします。

(4) 測量観測船の配置について

葛南港湾事務所には、測量監督船「わかふさ」が配備されておりましたが、令和2年度末に老朽化のため廃船され、その後は、週3回備船にて港湾施設等のパトロールを実施されています。

葛南港湾事務所の所属船は、港湾施設の事故等の緊急時には迅速な出動が求められますが、備船であれば船舶所有者に出動要請を行った後の出動となり、迅速な出動には無理が生じます。

港湾管理者としての責務を確実に実施していただくためにも、葛南港湾事務所に所有船を配置していただきたく要望いたします。

3. 市内事業所に対する冠水等災害情報の周知について

近年、ゲリラ豪雨・台風の発生により市内地域に道路冠水が多く発生し、事業活動に甚大なる影響を受けております。

今後も災害発生が懸念される中、事業活動に影響が出ないように、未然防止のための排水整備を推進していただくとともに、従来行っていたい災害時のメール配信サービス等の情報提供につきましては、今後も発展的に進めていただきたくお願い申し上げます。

また、災害時に円滑な事業活動が行えるよう、市内幹線道路の災害状況を事業者がリアルタイムで映像確認できるシステム構築を推進していただきたく要望いたします。

以 上